

ホテル・旅館における飲食提供時間短縮の要請について

宿泊施設における感染拡大を防止するため、集中的に対策を講じることとし、以下のとおり飲食提供時間の短縮を要請します。

◆要請期間

令和3年1月25日（月）0時から
令和3年2月7日（日）24時まで

◆対象施設

ホテル・旅館のうち、宴会場など専ら飲食を提供するスペース（宿泊部屋を除く）

◆要請内容

飲食提供時間を5時から21時までに短縮するよう要請します。

山梨県営業時間短縮要請協力金

上記要請に応じていただいた事業者に、協力金を交付します。

◆交付額

- 1施設あたり 56万円（1/25～2/7まで 14日間）
- 1施設あたり 40万円（1/29～2/7まで 10日間）

※ 21時以降の飲食の提供を行う日数が、従前より週3日以下の場合は上記の1/2の額

◆交付要件

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 旅館業法及び食品衛生法の営業許可を取得し、かつ営業の実態を有すること
- ② 1月25日又は1月29日から2月7日まで連続して時間短縮の要請に協力していること
- ③ やまなしグリーン・ゾーン認証を取得していること
- ④ 休業要請の対象施設に該当する場合は個別解除されていること

※ 詳細については、裏面に記載の窓口までお問い合わせください。

◆ 交付対象施設

山梨県内に所在し、21時から翌日5時までの時間帯を含む飲食の提供を行っている以下の施設で、県の時間短縮の協力要請に応じた事業者

○ やまなしグリーン・ゾーン認証を受けた【ホテル又は旅館】

※1月25日時点で認証を取得していない場合であっても、1月29日までに事務局（甲府市丸の内1-17-10-7階）に認証申請書等が受理されている場合（郵送又は持参の場合は同日17時必着）は、交付対象とします。

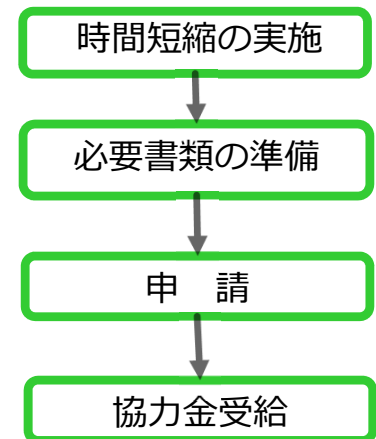
ただし、別に定める期限までに認証等が受けられなかった場合は、交付対象から除外します。

※休業要請の対象施設に該当する場合は、個別解除されていることも要件となります。

◆ 申請に必要な書類（予定）

- ① 交付申請書（県指定様式）
- ② 誓約書（県指定様式）
- ③ 食品衛生法の飲食店営業許可証及び旅館業法の営業許可証の写し
- ④ 振込先の通帳等の写し
- ⑤ 対象施設の「時間短縮の案内」（又は休業の案内）がわかるもの
・店先や施設内に掲示した案内の写真又はホームページの写し等

<協力金受給までの流れ>



※ 申請書類は、追加・修正することがあります。

詳細については、2月上旬に開設する予定の県ホームページをご覧ください。

問い合わせ窓口（受付時間 平日9時～17時）

- ホテル・旅館への協力金の申請について（観光文化政策課） **055-223-1505**
※ 飲食店及び遊興施設への協力金は、055-223-1651（産業政策課）までお問い合わせください。
- グリーン・ゾーン認証について（事務局）※9:30～17:30 **055-222-0384**